

○文部科学省訓令第二十九号

文部科学省の保有する個人情報の管理に関する規則（平成十七年文部科学省訓令第五号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月十七日

文部科学大臣 馳 浩

文部科学省の保有個人情報等の管理に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 管理体制（第三条―第十条）
- 第三章 教育研修（第十一条）
- 第四章 職員の責務（第十二条・第十三条）
- 第五章 保有個人情報等の取扱い（第十四条―第二十七条）
- 第六章 情報システムにおける安全の確保等（第二十八条―第四十二条）
- 第七章 情報システム室等の安全管理（第四十三条・第四十四条）
- 第八章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第四十五条―第四十八条）
- 第九章 安全確保上の問題への対応（第四十九条―第五十条の二）

第十章 監査及び点検の実施（第五十一条―第五十三条）

第十一章 独立行政法人等に対する指導等（第五十四条）

第十二章 雑則（第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この訓令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号法」という。）の規定に基づき、文部科学省における保有個人情報等の適切な管理のために必要な事項を定め、もって個人情報の適正な取扱いの確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この訓令における用語の意義は、行政機関個人情報保護法第二条及び番号法第二条の定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 部局 局及び大臣官房文教施設企画・防災部をいう。
- 二 課等 課、国際統括官及び参事官（大臣官房に置かれるものを除く。以下同じ。）をいう。

三 保有個人情報等 保有個人情報、個人番号及び行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等（以下「行政機関非識別加工情報等」という。）をいう。

四 特定個人情報等 特定個人情報及び個人番号をいう。

五 情報システム 文部科学省において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。

第二章 管理体制

（総括個人情報保護管理者）

第三条 文部科学省に総括個人情報保護管理者を一人置く。

2 総括個人情報保護管理者は、官房長をもって充てる。

3 総括個人情報保護管理者は、文部科学大臣を補佐し、文部科学省における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（部局個人情報保護管理者）

第四条 部局に部局個人情報保護管理者を一人置く。

2 部局個人情報保護管理者は、部局の長をもって充てる。

3 部局個人情報保護管理者は、部局における保有個人情報等の管理に関する事務を掌理する。

(個人情報保護管理者)

第五条 課等に個人情報保護管理者を一人置く。

2 個人情報保護管理者は、課等の長(国際統括官又は参事官)にあつては国際統括官又は参事官をいう。以下同じ。)をもつて充てる。

3 個人情報保護管理者は、課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合には、個人情報保護管理者は、第七条第一項に規定する情報システム管理責任者と連携して、その任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第六条 課等に個人情報保護担当者を一人又は複数人置く。

2 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者が指定する。

3 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(情報システム管理責任者)

第七条 文部科学省に情報システム管理責任者を一人又は複数人置く。

2 情報システム管理責任者は、情報システムを保有する課等の長をもつて充てる。

3 情報システム管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムを適切に管理する任に当た

る。

（個人情報保護監査責任者）

第八条 文部科学省に個人情報保護監査責任者を一人置く。

2 個人情報保護監査責任者は、官房長をもって充てる。

3 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報等の適切な管理のための委員会）

第九条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催するものとする。

（特定個人情報等取扱者）

第十条 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱者」という。）及びその役割並びに特定個人情報等取扱者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

第三章 教育研修

第十一条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に行うものとする。

4 個人情報保護管理者又は情報システム管理責任者は、当該課等の職員（国際統括官又は参事官にあつては国際統括官付又は参事官付をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 職員の責務

第十二条 職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、部局個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

第十三条 職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五章 保有個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第十四条 個人情報保護管理者は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 個人情報保護管理者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第十五条 職員は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報収集し、又は保管してはならない。

(利用目的の明示)

第十六条 職員は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用の制限）

第十七条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等（特定個人情報等を除く。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

第十八条 職員は、番号法により定められた利用目的以外の目的のために特定個人情報等を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報等を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 本人の同意を得ることが困難であると認められるとき。

(個人番号の提供の求めの制限)

第十九条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（次条及び第四十八条において「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(アクセスの制限)

第二十一条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（匿名化の程度等による個人識別の容易性、要配慮個人情報の有無並びに漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合に生じ得る被害の性質及びその程度等を含む。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセスする権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第二十二条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従い行うものとする。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(正確性の確保)

第二十三条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等（行政機関非識別加工情報等を除く。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(誤りの訂正等)

第二十四条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第二十五条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第二十六条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）以下この条において同じ。）が不要となった場合には、個人情報保護

管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第二十七条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等（特定個人情報等を除く。以下この条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 個人情報保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱いの状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第六章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第二十八条 個人情報保護管理者及び情報システム管理責任者（以下この章において「個人情報保護管理者等」という。）は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第四十条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者等は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整

備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第二十九条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等（特定個人情報等を除く。以下この条において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を、一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者等は、特定個人情報等へのアクセス記録を一定の期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析するために必要な措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者等は、前二項のアクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第三十条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含み又は含むおそれのある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第三十一条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システム
の管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため
、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第三十二条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正
アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものと
する。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第三十三条 個人情報保護管理者等は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第三十四条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 個人情報保護管理者等は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第三十五条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第三十六条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第三十七条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第三十八条 個人情報保護管理者等は、庁舎等を管理する者の協力を得て、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第三十九条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第四十条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等（行政機関非識別加工情報等を除く。以下この条において同じ。）の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第四十一条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第四十二条 個人情報保護管理者等は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製等及び廃棄について必要な措置を講ずるものとする。

第七章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第四十三条 情報システム管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限並びに検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 情報システム管理責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 情報システム管理責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ず

るものとする。

（情報システム室等の管理）

第四十四条 情報システム管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 情報システム管理責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第八章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第四十五条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等（行政機関非識別加工情報等及び特定個人情報等を除く。以下この条及び第四十七条において同じ。）を提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を提供することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき
- 二 本人に提供するとき
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 個人情報保護管理者は、前項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、第二項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認して、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、第二項第三号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報

報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

6 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

（行政機関非識別加工情報等の提供）

第四十五条の二 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を提供してはならない。

2 個人情報保護管理者は、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この条及び第五十条の二第三項において「契約相手方」という。）から当該契約相手方が講じた行政機関非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに、大臣官房（文教施設企画・防災部を除く。）に置かれる課及び国際統括官（以下「官房各課等」という。）にあつては総括個人情報保護管理者に、課等（官房各課等を除く。）にあつては部局個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 部局個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、直ちに、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

4 個人情報保護管理者は、第二項の規定に基づく報告を受けたときは、当該契約相手方が是正のために行った措置を確認するものとする。

(特定個人情報等の提供制限)

第四十六条 職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託)

第四十七条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。
- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年一回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容にあっては、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報等が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を外部に委託する場合には、第一項に定めるもののほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いる

ことを定めて契約しなければならない。

6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持業務等個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。

7 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に保有個人情報等の取扱いに係る業務を行わせる場合は、当該派遣労働者に関係法令及び本規則等を遵守させるための指導及び監督を行うものとする。

(行政機関非識別加工情報等の作成又は取扱いに係る業務の委託)

第四十七条の二 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、行政機関非識別加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、行政機関非識別加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 行政機関非識別加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 行政機関非識別加工情報等の複製等の制限に関する事項

四 行政機関非識別加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

- 五 委託終了時における行政機関非識別加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る行政機関非識別加工情報等の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに行政機関非識別加工情報等の管理の状況について、少なくとも年一回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。
- 3 委託先において、行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る行政機関非識別加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。
- 4 行政機関非識別加工情報等が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を外部に委託する場合には、第一項に定めるもののほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約しなければならない。
- 5 行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等行政機関非識別加工情報等の適正な取扱いに関する事項を明記するものとする。

6 個人情報保護管理者は、前項の派遣労働者に行行政機関非識別加工情報の作成に係る業務又は行政機関非識別加工情報等の取扱いに係る業務を行わせる場合は、当該派遣労働者に関係法令及び本規則等を遵守させるための指導及び監督を行うものとする。

(特定個人情報の取扱いに係る業務の委託)

第四十八条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき委託元が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において、番号法に基づき委託元が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託先が再委託をする場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で当該再委託の諾否を判断するものとする。

第九章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第四十九条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又はその発生のおそれ

を認識した場合及び特定個人情報等取扱者が総括個人情報保護管理者又は部局個人情報保護管理者の定め違反している事実又はその兆候を把握した場合において、その事案等を認識又は把握した職員は、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルの取り外し等、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせる場合を含む。）ものとする。

3 個人情報保護管理者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、大臣官房（文教施設企画・防災部を除く。）に置かれる課及び国際統括官（以下「官房各課等」という。）にあつては総括個人情報保護管理者に、課等（官房各課等を除く。）にあつては部局個人情報保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに、官房各課等にあつては総括個人情報保護管理者に、課等（官房各課等を除く。）にあつては部局個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 部局個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合であつて、必要があると認めるときは、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

5 総括個人情報保護管理者は、第三項又は前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容等

に於じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を文部科学大臣に速やかに報告するものとする。

6 総括個人情報保護管理者、部局個人情報保護管理者又は個人情報保護管理者は、事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第五十条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に於じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定により公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、総務省（行政管理局）に、速やかに情報提供を行うものとする。

3 第一項の規定により公表を行う事案のうち、特定個人情報等又は行政機関非識別加工情報等に関するものについては、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会に速やかに情報提供を行うものとする。

(個人情報保護委員会への報告)

第五十条の二 総括個人情報保護管理者は、特定個人情報等に係る事案について、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

一 第四十九条第三項及び第四項の報告を受けたとき。

二 第四十九条第六項の措置を講じたとき。

2 総括個人情報保護管理者は、行政機関非識別加工情報等に係る事案について、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

一 第四十五条の二第二項及び第三項並びに第四十九条第三項及び第四項の報告を受けたとき。

二 第四十九条第六項の措置を講じたとき。

3 個人情報保護管理者は、契約相手方が行政機関個人情報保護法第四十四条の十四各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したときは、総括個人情報保護管理者を通じて、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

第十章 監査及び点検の実施

(監査)

第五十一条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第二章から前章に規定する措置の状況を含む文部科学省における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査含む。以下同じ。）を行うものとする。

(点検)

第五十二条 個人情報保護管理者は、課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を官

房各課等にあつては総括個人情報保護管理者に、課等（官房各課等を除く。）にあつては部局個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 部局個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合であつて、必要があると認めるときは、前項の点検の結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第五十三条 総括個人情報保護管理者、部局個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第十一章 独立行政法人等に対する指導等

第五十四条 独立行政法人等を所管する課等の個人情報保護管理者は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月二日閣議決定）の四に基づき、当該独立行政法人等に対して、その業務運営における自主性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する必要な指導、助言を行う。

第十二章 雑則

第五十五条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の運用に関して必要な事項は、総括個人情報保護管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十二月十七日から実施する。ただし、第十八条及び第四十八条の規定は、平成二十八年一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、制定の日から実施し、平成二十九年五月三十日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三十年十月十六日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十年十一月二十九日から実施する。

附 則

この訓令は、平成三十一年三月二十七日から実施する。